

フランス改革派教会における 「ラ・ロシェル信仰告白」の位置について

川 村 輝 典

はじめに

その源を宗教改革者 J. カルヴァンにおくいわゆる改革派ないし改革教会は、今日全世界に幅広く存在し、長老制度による会議を重んじつつ、その教会活動をなしつつある教会であるといえよう。歴史的に見ると、スイスのジュネーヴ教会が改革派教会の中心的存在として活躍したのであるが、その流れはカルヴァンの出身国であるフランスに最も純粋な形で伝えられた。今日ほとんどカトリック教会の国とみなされているフランスは、かつて最もジュネーヴの教会の精神に忠実な、改革派教会であろうとした国であったということを、われわれは知らねばならないであろう。

もちろん、今日ではパリの他主として南仏のニーム、モンペリエ、エクス・アン・プロヴァンス、北西部のトゥールーズ、モントーバン、ポアチエ、ラ・ロシェルなどの都市に限定されているとはいえ、ニームのように、カトリック信者よりプロテスタント信者の人口が多い処さえあるのである。だが、フランスのプロテスタント教会の歴史は、一般に知られている以上に悲惨極まりないものであった。今われわれは、その歴史のすべてを辿る暇はないが、この論文の主題である「ラ・ロシェル信仰告白」に関わる範囲での歴史について、考察してみたい。

I. ラ・ロシェル信仰告白の成立について

ラ・ロシェル信仰告白の成立について述べるために、そこに至るまでのフランス改革派教会の歴史に触れなくてはならないであろう。すでに述べたように、カルヴァンの改革思想がジュネーヴ以外の地域で最も純粋に継承さ

れたのは、フランスであった。フランスの宗教改革運動にとって、忘れることがのできない人物はルフェーブル＝データブルである。彼は宗教改革のきっかけとなった、ルターの95カ条の提題の発表よりも5年も前に、すでにその著『パウロの手紙注解』において、信仰義認と聖書を信仰の基準とする立場を明確に打ち出している。司教ブリソネの好意によって、パリの近くのモー(Meaux)に設けられた会場に彼を中心とした聖書学者たちが集まり、この集会が核となってその後のフランスにおける宗教改革の歴史が展開していくのである¹⁾。このグループに刺激されて、さらに各地に福音主義的な信仰が広がって行く。それが特に手工業者たちの間に目だった広がりを見せたことは、よく知られるところである。

しかし、このような進展を見せた改革運動も、ソルボンヌとパリ高等法院を中心とする保守派のカトリック教徒と政府との協力による弾圧により、次第に絶望的になって来た。そこから、福音主義者たちの新たなる方向転換が始まるのである。すなわちこれまでの改革運動はたしかに聖書を中心としたものには違ひなかったが、それは言ってみればカトリック教会の内部改革に過ぎなかった。たしかにルターの福音主義に近いものではあったが、それは教会そのものの改革には至っていなかった。しかし、今やそれではもはや不十分である、という認識が彼等の間に広まって来たのである。

それが、カルヴァンを中心とした新しい教会の設立を目指す運動となって現われたのである。そのような中でまず改革派教会的な動きを示したのは、先に挙げたモーに生まれた教会で起こった出来事である。すなわち、1546年、この教会はいわば改革派教会（長老教会）の先駆とも言うべき組織、すなわち長老会議(Consistoire)を設け、そこに教会的な規律を導入しようとしたのである²⁾。さらに1555年になると、パリの教会がジュネーヴの教会の胆入で長老会議と規律を制定することになった。さらにまた、ここにおいて改革派の最初の洗礼式が執行されるのである。

この頃すでに、改革派教会の全国会議をパリにおいて開きたいとの願望が、改革派の主立った人々の間に生じ始め、1557年（1558年³⁾）にはポアチ

エにおいてパリ大会の予備会議が開かれ、そこにおいて信仰と教会規則を定めることを決定している。このような周到なお膳立ての下にいよいよ 1559 年に待ちに待ったフランス改革派教会第一回全国会議が開かれるのである。

II. 第一回全国教会会議

第一回全国会議は 1559 年 5 月 25 日から 28 日（29 日⁴⁾までの 4(5) 日間に亘って行われた。この会議にはフランソワ・ド・モレル (François de Morel) を議長として、パリ、ディープ、サン・ロ、アンジェール、オルレアン、トゥール、シャトルロール、ポアチエ、サント、アンジェリーのサン・ジャン、マレンヌから、代議員が出席した。

この会議において決議された主たることは、信仰告白と教会規則の採択であった。この信仰告白は、最初フランスの教会からジュネーヴのカルヴァンの許に、意見を求めるため 18 カ条の信仰告白として送ったものを、カルヴァン、ベザその他の人々が 35 カ条に拡大した草稿にまとめて送り返し、これを最後的に全国会議が 40 カ条として承認したものである⁵⁾。このような形にした最終責任者はカルヴァンの弟子の一人であったアントワヌ・ド・ラ・ロシュ・シャンデュー (Antoine de la Roche Chandieu) であったと言われる。カルヴァンは最初全国会議の招集と信仰告白の出版を認めなかつた。フランソワ・ド・モレルに宛てた手紙の中で、彼は「私はこの激しさを好まない」と言ったといわれる⁶⁾。

この信仰告白が通常「ラ・ロシェル信仰告白」と呼ばれるのは、この告白（フランス信仰告白）が第七回のラ・ロシェルにおける全国会議において始めて公けにされたことによる。そこで、前述の第一回の全国会議から第七回の会議に至るまでの歴史を展望したい。

第二回全国会議は 1561 年 3 月 10 日ポアチエにおいて開催された。議長はル・バイエ (Le Baillier)，書記にはローラン (Roland) が選ばれている。議事としては、先のパリ大会で制定された教会規則の第 6 条（第 7 条？）が改訂され、11, 14, 15 の三つの条項が追加された。

第三回全国会議は翌 1562 年 4 月 25 日オルレアン (Orlean) で開かれた。この時の議長は第一回会議の際信仰告白の最後の形式を定めたアントワント・ド・ラ・ロシュ・シャンデューであり、書記にはロベール・ル・マソン (Robert le Maçon) とピエール・スヴァン (Pierre Sevin) の二人が選ばれた。この会議においては、先に採用された「教会規則」の中の重要な問題が検討され、特に公けの断食と祈りの日が定められた。

ちょうど第二回および第三回大会を挟んだ 1559 年から 1565 年頃、フランスにおける改革運動は頂点に達した。J. Estebe によれば、当時約 200 万人の改革派の信仰者がいたという。これはちょうど、フランスの全人口の 10% に当たるものであった。当時の改革教会の教会数は南仏に約 700、北仏に約 500 であった。

第四回全国会議は 1563 年 8 月 10 日リオンで開催され、議長にはピエール・ヴィレ (Pierre Viret) が選ばれた。この会議でも教会規則に幾つかの追加がなされ、フランスの新たな地域区分が明示されている。

第五回全国会議は 1565 年 12 月 25 日パリで開かれ、オルレアンの牧師ニコラ (Nicolas des Gallars) が議長に、モーの牧師ルイ・カペル (Louis Capel) とパリの長老ピエール・ル・クレルク (Pierre le Clerc) が書記に選出された。

第六回全国会議は 1567 年 9 月 1 日ヴェルチュエイユで開かれ、ド・レストル (M. de L'Estre) が議長に選ばれている。

このようにして、改革派教会は着実に成長し続け、ついに第七回の全国会議を迎えるに至った。

III. 第七回全国教会会議

第七回全国会議は 1571 年 4 月 2 日から 11 (10 日⁷⁾) 日まで何と 10 (9) 日間の長期に亘って、ラ・ロシェルにおいて開かれた。会議の行われた場所は今日正確には分からぬが、筆者が当地の改革派教会 (2, rue St. Michel) の長老から聞いたところでは、おそらく Rue St. Yon から Rue des Augustins

の方に曲がって左側二番目の建物がそれではないか、ということであった。正面の木の扉やそれを囲む石の壁はかなり傷んでおり、如何にも歴史的遺跡であることを感じさせるものである。

この会議の議長はジュネーヴの牧師であるテオドール・ド・ベーズ (Theodore de Bèze) であり、書記にはニコラ・デ・ガラール (Nicolas des Gallars) とド・ラ・ルージエ (de la Rougeraye) の二人が選ばれている。

さらにこの会議においては、パリで開かれた第一回全国会議の際採用されたフランス信仰告白 (Confessio Fidei Gallicana) が改訂されたものが審議の上、採用され公にされた。そこから、この信仰告白がラ・ロシェル信仰告白と呼ばれるようになったのである。この告白文書の本文はラロシェル、ベルン、ジュネーヴの三箇所で保管されることになった。また、聖餐についての内容と教会規則との内的矛盾が調整されている。

16世紀から18世紀にかけてのフランス改革派教会の迫害の歴史は、まさに悲惨そのものであり、ローマ帝国時代の初代教会を思わせるものである。この時代の歴史、特に16世紀から17世紀にかけての同教会の状況については、S. ムール (Samuel Mours, *Le Protestantisme en France au XVIe siecle*, 1959; *ibid.*, *Le Protestantisme en France au XVIIe siecle*, 1967) の著作にゆだねることにする（後者は佐野泰雄氏の訳により教文館から1990年に出版されている）。ただ、この間の重要な出来事だけを辿って行きたい。1872年の全国大会に至るまでの主要な出来事を年表の形で示すと、以下のようになる。

1572. 8. 23~24	聖バルテルミーの大虐殺
1593	アンリ IV, カトリックに改宗
1598	ナントの勅令
1614	トンネインにおいて全国会議開かれる
1629	ニームの勅令
1659. 11. 10~	第29回全国会議ルーダンにおいて開催「教会規則」
1660. 1. 10	が確認される。

1663	ポアチエにおいて全国会議 当時の改革派教会の全信者数 125 万人, 教会 951, 牧師 800 人, 牧師候補者 400 人
1685	ナントの勅令廃止 ルイ XIV ユグノーを非合法化し, これを弾圧し始めるこれ以後, 改革派教会は荒野の教会と呼ばれる 全体は次の二期に分かれる
	1685~1760 英雄の時代
	1760~1787 礼拝可能の時代
1715. 8	セヴェンヌ州教会会議 再編成
1721	ヴィヴァレ州教会会議
1725	スイス, ローザンヌに牧師研修所設立, A. クールが指導に当たる ここで 19 世紀初めまでに 450 名の牧師が育ち, 荒野の教会で奉仕
1726. 5	ヴィヴァレにおいて迫害以来最初の全国会議開催 ラングドック, セヴェンヌ, ドーフィネ, ヴィヴァレの各地域の教会が参加
1739	「荒野の規律」(幾分会衆派的) 西部と南西部では, 1789 年までモンペリエで荒野の礼拝を行う
1787	寛容令発布
1789	フランス革命 (人権宣言)
1802	プロテスタント教会の存在, 公けに認められる Loi du germinal au X. により, ルター派教会と改革派教会が国家の保護と監督を受ることになる— 国家教会
1814~30	ブルボン家復位 信仰覚醒運動, ジュネーヴより波及

IV. 1872 年の「信仰宣言」

1872 年, 第一回全国改革派教会会議が開かれる。この会議において「信仰の宣言」が採択された。この宣言は C. ボアによる草稿が書かれ, 結局 65 : 45

で採決された。この宣言に於ては聖書の権威と伝統的救済論が強調されている。この結果プロテスタントが正統派と自由派の両派に分裂する。すなわち、正統派は教義的であり、宗教的伝統を尊重することを主張したのに対して、自由派は聖書の逐語的解釈を排除し、キリストの神性を否定した。その代表者はE.ロイス、コラーニたちであった。この他に新自由主義というものが生まれた。この立場に立つ人々は内的・個人的・神秘的生活の急務を主張した。たとえばパリ大学神学部のサバチエ、E.メネゴなどの象徴信仰主義など有名である。

1905年、政教分離法が成立し、教会は国家の保護を離れ、神学部も国立大学から独立した。また、以下の諸教派が誕生した。

Église Évangélique Libres, Église Méthodistes 他

その後これらの諸教派は合同して、次の三つの教会連盟が誕生した

Union des Églises Réformées Unies

Union National des Églises Réformées Évangéliques

Union National de Église Réformée

V. フランス改革派教会(ERF)成立

1917年、第一次世界大戦が終結すると、ヨーロッパの思想界では様々な新しい運動が起こったが、神学の領域ではスイスのK.バルトを中心とした弁証法神学と呼ばれる神の言葉に根差した神学運動が始まり、その影響がフランスにも及ぶようになった。しかし、それとは反対にA.シュヴァイツァーなどの自由主義神学を認める者も多く出るようになった。それと同時に、この頃から次第にエキュメニズム、神学的発展、経済的危機など、様々な理由で教会合同の気運が高まってきた。

1938年、これまでの諸教会が合同してフランス改革派教会(Église Réformée de France=ERF)が成立することになった。この新しい改革派教会は、1872年に出された「信仰宣言」を精神的に継承することを決議している。この合同教会には、組合、メソジスト、改革派の二教会、計四教派が加

盟した。その合計は、信者数約40万人、教職約450名であった。

VI. EREI 成立

この、現在に至っているいわゆるフランス改革派教会は、ちょうどわが国の日本基督教団のように、それぞれ異なった教会制度を持つ三種類の教会の合同教会であるから、純粋の改革派の伝統は必ずしも強いとは言えない。その点に危惧を抱いた教会もないわけではなかった。そのような教会はこの合同教会に最初から加盟せず、1948年に別に Union National des EREI を設立した。これに属する信者は約3万人、教職約45名で主として南仏に存在していた。この連盟に所属する教会の主張は、真の教会の一致のためには、信仰宣言または信仰告白の文書に基づくのでなければならない、というものであった。その文書とは、1872年の第一回全国改革派教会会議の時に採択された「信仰の宣言」と1559年の第一回全国教会会議の際に採択され、1571年の第七回全国教会会議で修正の上公にされた「ラ・ロシェル信仰告白」の二つである。

1962年、エクス・アン・プロヴァンスで EREI の全国大会が開かれた。この大会でなされた決議3は、次のような内容のものである。《フランス独立福音主義改革教会は、他の歴史的信仰告白と共に1559年のラ・ロシェル信仰告白を固守する。さらに第二イスイス信仰告白、オランダ信仰告白、スコットランド信仰告白、ウエストミンスター信仰告白、ドルト信仰基準、英國教会39カ条、および特に、聖書の最高の権威の原則の線で完成に貢献しているハイデルベルク信仰問答を心得ていることに固執する》。

VII. ラ・ロシェル信仰告白の今日における意義

以上の叙述によって明らかなように、ラ・ロシェル信仰告白はフランス改革派教会にとって、その根幹に関わるものであるのだが、同教会は必ずしも、この告白に対して忠実ではなかった。その理由は、この教会が経なければならなかつた迫害の歴史故であることを、誰しも認めるに違いない。しかし、

それは必ずしも正当な理由とは言えないものである。なぜならば、迫害を経験したならば、ますますこの告白にしっかりと立つことが求められるからである。

もう一つの理由は、改革教会という名称は持っているが、この教会は様々な教派の合同体であるということである。もちろん、教会合同はそこに明確な神学的な理論が存在するならば、本来望ましいものである。たとえば、わが国における最初の改革教会ともいるべき日本基督一致教会は、それまで別個に伝道をしていた三つの教派 (American Dutch Reformed Church, American Presbyterian Church, Scotland United Presbyterian Church) が合同して成立したものであった。この教会は、その後日本基督組合教会との合同をも目指したが、組合教会の側の理由で不成功に終わり、組織を整えて日本基督教會となつた。この新しい教会もまた、常に公同教会を目指しつつ、他教派との合同の道を探り続けたが、結局準備不足のまま 1941 年に国家の側の強制によって日本基督教團に加盟するのである。

では ERF の場合に、神学的な理由があつて合同がなされたのであろうか。その信仰告白に対する姿勢を見る限り、その可能性は余り高いとは考えられない。今日の ERF には、旧改革派教会系の教会の他に旧メソジスト教会が加わっており、その教会組織にまで及ぶ神学は全体には行き渡っていないであらう。

以下において、ラ・ロシェル信仰告白の試訳を掲げることにする。

VIII. 本文試訳

1559 年、私たちの主イエス・キリストの福音の純粹性によって生きることを欲するフランス国民によって、一致して作られた信仰の告白

第 1 項 私たちは、ただ一人の神がいまし、この方は靈的であり、永遠であり、見えない、不変の、限りのない、人知の及ばない、言い表しえない方であり、またあらゆることをなし得、全く聰明で、全く善であり、全く正し

く、限りなく慈愛に満ちた、唯一の単純な本質であられることを信じかつ告白する。

第 2 項 この神は以下のようにしてご自身を人間に表される。第一にその御業において、それらの創造、保持、管理において。第二に、そしてさらに明確に、初めに神託によって啓示され、その後聖書と呼ばれている書物に記された御言によって。

第 3 項 この聖書全体は次に数えられるような旧新約聖書の正典的文書で構成される。モーセの五書、すなわち創世記、出エジプト記、レビ記、民数記、申命記。さらにヨシュア記、士師記、ルツ記、第一、第二サムエル、第一、第二列王、第一、第二歴代誌（別名パラリポメノン）、第一エズラ。さらにネヘミヤ記、エステル記、ヨブ記、ダビデの詩編、箴言またはソロモンの格言、説教者と言われる伝道の書、ソロモンの雅歌、それにイザヤ書、エレミヤ書、エレミヤ哀歌、エゼキエル書、ダニエル書、ホセア書、ヨエル書、アモス書、オバデヤ書、ヨナ書、ミカ書、ナホム書、ハバクク書、ゼファニア書、ハガイ書、ゼカリヤ書、マラキ書。さらに聖マタイ、マルコ、ルカ、ヨハネによる福音書、また聖ルカの第二書、別名使徒言行録。さらに聖パウロの手紙、すなわちローマ宛一書、コリント宛二書、ガラテア宛一書、エフェソ宛一書、フィリピ宛一書、コロサイ宛一書、テサロニケ宛二書、テモテ宛一書、テスト宛一書、フィレモン宛一書。さらにヘブライ人宛一書、聖ヤコブ宛一書、聖ペトロ宛二書、聖ヨハネ宛三書、聖ユダ宛一書。さらに黙示文学ないしヨハネの黙示録。

第 4 項 私たちはこれらの文書が正典的であって、私たちの信仰のきわめて確実な規範であることを認める。それは、教会の共通の合意と承認によるのみでなく、聖霊の証言と内なる解明による。聖霊はこれらの文書と、有益であるが信仰箇条の基礎とすることのできない、他の教会的な文書とを区別

する。

第 5 項 私たちはこれらの文書に含まれている御言が神に発するものであって、神からだけその権威を受けており、人間から受けていないことを信じる。またこの御言がすべての真理の基準であり、神への礼拝と私たちの救いに必要なすべてのものを含んでいるのでなおさら、これに加えたり、減じたり、変更することは人間にとっても、天使にとってさえも、合法的なことではない。その結果として、古いことも、習慣も、多数も、人間の知恵も、裁判も、逮捕も、布告も、勅令も、会議も、幻も、奇蹟もこの聖書に反することは許されない。逆に、すべてのものは聖書によって吟味され、規定され、改革されなければならない。それゆえ、私たちは三つの信条、すなわち使徒信条、ニカイア信条、アタナシウス信条を告白する。これらは神の言に一致するからである。

第 6 項 この聖書は、私たちが告白したこのただ一つの単純な神的本質の中に、父、子、聖霊という三つの位格があることを、私たちに教える。御父は第一原因であり、すべてのものの原理かつ起源である。御子は御父の言であり、永遠の知恵である。聖霊は御父の徳であり権能であり、かつ効力である。御子は永遠に御父から生まれた。聖霊は永遠に父と子の両者から発し、この三つの位格は混同されず、区別され、しかも分かたれず、同じ本質であり、永遠であり、権能と平等性をもっている。さらにここにおいて、私たちは古代の諸会議において決議されたことを承認し、聖ヒラリウス、聖アタナシウス、聖アンブロシウス、聖キュリロスのような聖教師によって排除されたすべての分派と異端を憎む。

第 7 項 私たちは、神が共に働く三つの位格において、その徳、知恵、思いをはるかに越えた慈愛によって、天と地とその中にすべてものを創造されただけではなく、見えない靈を創造されたことを信じる。その靈の中のある

ものは堕落し、またつまづき消滅したが、他のものは服従し続けている。消滅したものは悪の中に引き込まれ、すべての良いもの、したがってすべての教会の敵である。服従し続けているものは、神の恵みによって保持され、神の御名を称え、神のお選びになった者たちに仕える奉仕者なのである。

第 8 項 私たちは、神がすべてのものを創造されたのみでなく、ご自身の意志にしたがって世界で起こるすべてのことを整理し、秩序だてつつ支配し指導なさることを信じる。神は悪の制作者ではなく、その罪を神に帰することはできない。神の意志はすべての正義と公平との最高かつ無謬の基準だからである。しかし、神は悪魔や罪人を用いて、彼らが行い、責任のある悪を善に変えることがおできになるほどである。このようにして、私たちは神の摂理なしには何事も行えないことを告白しつつ、私たちの限界を越えているものを問わずに、私たちには隠されている秘密を、謙遜に崇敬する。むしろ私たちは私たちが安息と安全の中にあるように、聖書が私たちに示していることを用いる。それは、すべてのものを支配なさる神が、私たちを父としての配慮でもって見守られるからであり、神の意志を抜きにしては私たちの頭の毛一本でさえ落ちないのである。しかし、神は悪魔と私たちのすべての敵を抑えつけておられるので、神の許しなしには、彼らは私たちに何の害をも加えることはできない。

第 9 項 私たちは、人は純粹また完全に、神の像にしたがって創造されたのに、今は自分自身の過ちによって、自分の受けた神の恵みから落ち、かくして正義とすべての善の根源にいます神から遠ざかり、その結果その性質は全く腐敗していることを信じる。人の精神は盲目であり、心は荒んでおり、すべての潔白を喪失して何も残っていない。また人はなお善と惡との区別ができるが、それにもかかわらず、明確にもっているものは神を求めようとすると暗黒に変化し、自分の知恵や理性によっては決して近づけないということを私たちは言おう。人はあれこれのことをさせる意志を持つが、しかしそ

の意志は、神が与えられる以外に何ら善を行う自由がないので、全く罪の奴隸なのである。

第 10 項 私たちは、アダムの子孫はすべて原罪また遺伝の惡である汚れに染まっており、それはペラギウス主義者たちが言おうとするように、ただ模倣にすぎないのでない。私たちは彼らの過ちを忌み嫌う。また私たちは、どのようにして罪が一人の人から他の人に伝わるのかを探究する必要はないと思う。というのは、神が彼に与えられたものは彼に対してだけでなく、彼の子孫のすべてに対してであった、ということで十分である。かくして、この人において私たちはすべての善を奪われ、あらゆる貧しさと不幸に陥ったのである。

第 11 項 私たちはまた、この惡は真に、母の胎内の幼子に至るまでの全人類を十分非難し得る罪であり、このように人類は神の前にみなされており、受洗後であっても罪は常に罪であるが、その非難は神の子らに対しては廃止されており、ただで与えられる神の慈愛によって、その罪が彼らに帰せられることはないと信じる。さらに、罪は悪意と謀反の果実を常に生み出す邪惡であって、最も聖なる人も、たとえ抵抗しても、この世に生きている間は弱さと欠点によって汚れていることを免れない。

第 12 項 私たちはすべての人間が陥っているこの堕落と全面有罪判決から、神が御自分の永遠不変の御計画によって、彼らの業を考慮せずに私たちの主イエス・キリストにおける御自身の慈愛と隣れみだけによって選ばれた者たちを買い戻され、この者たちに神の豊かな隣れみを表されるように、他の者たちには神の義を表されるために、同じ堕落と有罪判決の中に置かれることを信じる。なぜなら、この買い戻された人々は、世界の創造以前にイエス・キリストにおいて決定された不変の御計画によって、神が判別なさるまでは、他の者たち以上に幸福ではないからである。また、誰であっても自分

の徳によってそのような幸福へと導かれるることはできない。それは、神がまず私たちに先手を打ち、備えられるまでは、私たちが自分の性質によっては、唯一のよい感動も、情感も、思想も持つことはできないからである。

第 13 項 私たちは、このイエス・キリストにおいて私たちの救いに必要なすべてのものが私たちに提供され、伝えられたことを信じる。彼が私たちの救いのために私たちに与えられ、私たちのために同時に知恵、聖化、贖罪となられた。それゆえ、もし彼を拒否するならば、そこに唯一の避難所を私たち与えて下さる御父の慈愛を放棄するのである。

第 14 項 私たちは、イエス・キリストが神の知恵、またその永遠の子にいまし、私たちと等しい肉をまとい、一つの位格において神と人になられ、すべての汚れに曝されていないという点を別にしては、私たちと同様体と心において苦しみを感じ得る方であることを信じる。またその人性に関しては、聖霊の秘密の徳によって懷胎したが、アブラハムとダビデの眞実の子孫であったことを信じる。この点で、私たちは以前に教会を混乱させたすべての異端を排除する。特にセルヴェトスの悪魔のような空想もまた排除する。彼は主イエスに幻想的な神性を帰し、この方がすべてのものの理念であり型であると言い、またこの方を神の人格的または象徴的な子と称する。そして最後にはこの方に創造されたのではない三つの要素の体を捏造し、かくして二つの性質のすべてを混合し破壊する。

第 15 項 私たちは一人の人、すなわちイエス・キリストにおいて二つの性質が実際にまた分かれ難く結合して一つにされ、しかもそれぞれの性質は異なる性格に留まっていることを信じる。それゆえこの結合において、神性がその特質を保持しており、創造されず無限であり続け、すべてのものを満たしている。また人性は有限であり続け、その形、限界、特質を持っている。またイエス・キリストは復活することによってその体に不死性を与えたが、

しかしその性質の真実をとり去ることはなかった。かくして私たちはこの方をその神性において考え、その方からその人間性を奪うことをしない。

第 16 項 私たちは神が御子を遣わされるに際して、すべての義を完成するため、また私たちに天の生活を獲得させるために、この方を死に引渡し、また復活させられることによってご自身の愛と計り知れない慈愛を私たちに示そうとされた。

第 17 項 私たちは主イエスが十字架において捧げられた唯一の犠牲によって、私たちが神と和解し、神の前に義とされたことを信じる。なぜなら、私たちは主が私たちの罪を赦し、忘れ去ってしまわれるのでないならば、主に近づくことはできず、主の養子縁組に与ることはできないからである。このようにして、私たちはイエス・キリストが私たちを完全に洗い清めて下さる方であり、この方の死によって私たちが贖罪を与えられたこと、私たちが犯した罪や不義を免除して下さったこと、またこの方法によってのみ私たちが救われたことを明言する。

第 18 項 私たちは、私たちのすべての義認は私たちの罪の除去によると信じる。ダビデが言っているように、これが私たちの唯一の幸福なのである。それゆえに、私たちが神の前で義とされることを可能とする他のすべての手段を排除する。また徳や功績を過信することなく、私たちはただイエス・キリストへの服従によって、私たちのすべての過ちをを償い、神の前に恵みと寵愛を見出すことができる。また実際、私たちがこの基礎からそれるならば、どのようにわずかであっても、いかなる安息をも見い出すことはできないであろうし、常に不安によって揺り動かされるであろう。私たちはイエス・キリストにあって愛されると確信するまでは、神と共に安らかにあることはない。私たちは自分たち自身憎まれる資格しかないからである。

第 19 項 私たちは、この方法によって私たちの父としてご自身を示されたことに全面的に信頼して、神を呼ぶ自由と特権とを与えられていることを信じる。なぜなら、私たちはこの仲保者によって語りかけられなければ、御父に近づくことはできないであろうから。またこの方の名において祈りが聞き届けられるためには、私たちの首長からのように、この方から私たちの生命を受けなければならない。

第 20 項 私たちは「彼は信じる者が滅びないように、私たちに救いを得させるために苦しまれた」と記されているように、ただ信仰のみによるこの義認にあずかるものとされたことを信じる。このことが行われると信じるのは、この方にあって私たちが与えられている命の約束が私たちの用に供せられ、私たちがその約束を受ける時その効果を感じ、神の口によって保証されている故に、欺かれることはないからなのである。かくして、私たちが信仰によって受ける義は、神が私たちに宣言され、彼が私たちを愛しておられる際の無償の約束によっている。

第 21 項 私たちは聖霊の秘密の恵みにより、信仰において光を与えられたものであり、それは神がよしとされる者たちに与えられる無償のかつ特別な賜物であり、それゆえに信仰者は自己に榮誉を帰すべきものを持たず、他の人々から選ばれたことを二重に感謝しなければならないことを信じる。また信仰は、選ばれた者に差し当たって良い道へ導くために与えられただけではなく、終までそこに留まらせるために与えられたことを信じる。というのは、始められたのが神であるように、これを完成されるのも神なのであるから。

第 22 項 私たちは、生まれながら罪に仕えているのに、この信仰によって生命の新しさに再生させられていることを信じる。しかし、私たちは信仰により、福音によって与えられた約束、すなわち神が私たちにその聖霊を与えて下さったことを受ける時、敬虔に、また神を畏れつつ生きる恵みを受ける

のである。かくして信仰はただよくかつ敬虔に生きようとする感情を冷まさないだけでなく、却って必然的に良き業を生み出すように、私たちの中にはあってこれを引き起こし、煽りたてるのである。さらに、神は私たちの救いを完成するために、善を行うことのできるように私たちを改造されるが、しかし私たちは神の聖霊の導きによって私たちが行う良い業は私たちを義とすることはできず、または神が私たちをその子とされるに値しないことを告白する。なぜなら、もし私たちの良心がイエス・キリストが私たちを放免するための贖いを受けなければ、私たちは常に疑いと不安の中で揺れ動くからである。

第 23 項 私たちは律法のすべての形態が、イエス・キリストの到来と共に終りを告げたことを信じる。様々な祭儀はもはや用いられないが、しかしその本質と真理とはすべての完成をもたらす、この方の人格の中に留まる。さらに、私たちの生命を整え、また福音の約束において保証されるために、律法と預言者の助けが必要である。

第 24 項 イエス・キリストがただ一人の弁護人として私たちに与えられ、また私たちが彼の名において御父と個人的に交わることを命じておられ、さらに神がその御言によって私たちに教えられた形式にしたがってでなければ祈ることが許されていないので、人間が死んだ聖人の執りなしについて想像したことはすべて、サタンの過ちでありごまかしでしかなく、正統に祈る形式から人をそらすものであることを信じる。私たちは、また、神に贖われるためを考え出す他のすべての手段を、イエス・キリストの死と苦難の犠牲に反するものとして排除する。

最後に私たちは煉獄をこの同じ場所から生じる幻想と考える。これから、また人が御国と救いを得ようとする、修道の誓、巡礼、結婚と肉食の禁止、日の儀式的な遵守、秘密の懺悔、贖宥券その他のことがらが生じる。これらのことを行なうことを私たちが排除するのは、ただそこに付隨している功績の過った考え方

に対してのみでなく、またくびきを良心にかける人間の発明であるからである。

第 25 項 しかし、私たちは福音によってしかイエス・キリストを享受することができないので、この方の権威において定められた教会の秩序が、聖にして冒すことのできないものでなければないと信じる。それゆえ教会は教育の責任を持つ牧師がいなければ、存在することはできない。この牧師たちが正式に招かれ、忠実にその職務を実行する時、彼らに栄誉を与え尊敬をもってきかなければならない。神がこのような援助または下位の手段に執着されるというのではなく、私たちをそのような拘束の下に保つことを好まれるからである。この点で私たちは、その職と神の言の説教と聖礼典を力の及ぶ限り廃止したいと考えている、すべての空想家を排除する。

第 26 項 それゆえ私たちはいかなるものもひとり離れて自己満足しているべきではなく、皆が共に教会の一一致を守り続け、公共の教えとイエス・キリストのくびきに従うべきことを信じる。そしてこのことは、権力者とその法令がそれに反対しても、神が教会の真の秩序を制定されたところではなされなければならない。これに参加しない者、またはこれと別れる者は神の命令に反することを信じる。

第 27 項 しかしながら、私たちはどれが眞の教会であるかを注意深く、慎重に見分けなければならないと信じる。なぜならこの名称が非常に悪用されているからである。そこで、私たちは神の言に従って、それはこの言とこれに依存する純粋な宗教に服従することに同意する信仰者たちの団体であるという。この団体は、常にさらに先に進歩前進しなければならないので、神を畏れつつ成長し自らを確立しつつその全生涯に亘って発達するのである。彼らはどんなに努力しようとも、絶えず自分たちの罪の赦しを乞わなければならない。それにも拘わらず、信者の中に偽善者や悪人がいることを否定しな

いが、彼らの悪意は教会という名称を抹消することはできない。

第 28 項 この信仰の下で、正しく言うと、私たちは神の言が受け入れられないところ、そしてこの言に服従することを告白しないところ、また聖礼典の習慣がないところには、教会が存在するとは判断できない。それゆえ、私たちは教皇庁の集会を非難する。神の純粋な真理は追放され、聖礼典は腐敗し、堕落させられ、変質させられ、または全く廃止させられ、さらにあらゆる迷信と偶像礼拝が行われているからである。だから、私たちはそのような行為に参加し、またこれと通じている者はすべて、イエス・キリストの体から離れ、また排除されているものとみなす。しかし、教皇庁にもなおわずかな教会の痕跡が残っており、洗礼の効力と実態はそのままであり、さらに洗礼の効果はこれを執行する人間によらないので、私たちはそこで洗礼を受けた者は再度の洗礼を必要としないことを告白する。しかし、そこにある腐敗のゆえに、汚れることなしに子供たちをそこに連れていくことはできない。

第 29 項 真の教会に関しては、私たちはそれが私たちの主イエス・キリストが制定された秩序に従って管理されなければならないと信じる。牧師や監督や執事が存在するのは、純粋な教理が保持され、惡徳が正され、抑制され、貧しい者や悲しみの中にある他のすべての者がその必要によって助けられるためである。また集会が神の名においてなされ、それによって成人も子供も信仰を育てられるためである。

第 30 項 すべての真の牧師は、どこにいようとも、唯一の首長、唯一の権威者であり、唯一の監督であるイエス・キリストの下で同じ権威と同じ力をを持つことを、したがって、いかなる教会も他の教会に対して権威や支配権を主張してはならないことを私たちは信じる。

第 31 項 私たちは、いかなる者も自分自身の権威によって教会を統治して

はならず、このことはそれが可能であり、また神がそれをお許しになる限り、選挙によってなされるべきである、と信じる。特にこの例外を私たちは付加する。というのはしばしば、そして（教会の地位が中断されている）私たちの時代においてすら、神は廃虚または荒廃の状態にある教会を回復するため特別な方法で人間を扇動されなければならなかつたからである。しかし、どのようなことがあろうとも、私たちは常にこの規則に合わせる必要があることを信じる。また、すべての牧師、監督者および執事は、その務めに召されていることの証人であることを信じる。

第 32 項 私たちはまた、監督たるべく選ばれる人々が、すべての身体の支配のためにどのような方法をとらねばならないかを彼らの間で工夫し、しかも彼らが私たちの主イエス・キリストによって定められたことから離れないということは、良いことであり有用なことであると信じる。そのことは便宜が要求するのにしたがって、それぞれの場所に特別な規則があることを妨げない。

第 33 条 しかしながら、私たちはあらゆる人間的な発明と、神への礼拝を口実にして導入し、また良心を束縛しようとするすべての法を排除する。しかし一致を育てるのにふさわしく、またそれぞれのものを最初の者から最後の者に至るまで服従させるのにふさわしく行い、またふさわしくあるのみを承認する。この点で私たちは、私たちの主イエスが破門（除名）に関して宣言されたことに従わなければならない。このことを私たちはすべての前提と結論と共に必要なものとして、承認し告白する。

第 34 条 私たちは、聖礼典は、さらに十分な確認のため、神の恵みの保証とすることとなるため、また、私たちの中にある弱さと頑固さのゆえに、この手段によって私たちの信仰を助けまた支えるため御言に付加されたことを信じる。

また、この聖礼典は、神がその聖靈により、それらを通して働くような外的なしるしであり、私たちに空しいものを示すことのないためであることを信じる。しかし、私たちはそのすべての実体と真理はイエス・キリストにあることを保持する。そしてもしこれらを分離するならば、もはや影や煙でしかない。

第 35 条 私たちはすべての教会に共通する、ただ二つの聖礼典のみを告白する。その第一は洗礼であり、私たちが神の子とされることの証拠として与えられたものである。なぜなら、受洗によって私たちはキリストの体に合体させられ、彼の血によって洗われ、清められ、さらに彼の聖靈によって命の清潔さにおいて新しくされるからである。また私たちは、ただ一回しか洗礼を受けないが、それが私たちに意味を持つ利益が生と死に及び、その結果イエス・キリストが常に私たちの義であり聖化であるという永遠の証拠を持つことを支持する。しかし、これは信仰と悔い改めの聖礼典であるけれども、神がその教会において父親と共に小さな子供を受け入れられるので、私たちはイエス・キリストの権威によって信仰者の子供には洗礼をうけさせるべきであると主張する。

第 36 条 私たちは（第二の聖礼典である）聖餐が、私たちがイエス・キリストともっている結合の証拠であることを告白する。それは、イエスが私たちのため一度死に、復活されたのみでなく、私たちを彼の肉と血によって真に養い育てて下さるのでなおさらそうなのであり、それゆえ私たちはイエスと一つになり、その命が私たちと一緒になるであろう。しかし、イエスは全世界を裁くために来られる時まで天におられるのだが、それでもなお私たちはその聖靈の秘密であり理解し難い力によって、彼がその体と血の実体でもって私たちを養い生かすことを信じる。私たちは事実と真実の代わりに想像力や瞑想を持ってくるからではなく、この秘密がその高さにおいて私たちの感覚の尺度と自然のすべての秩序を越えるゆえに、このことが靈的に行わ

れることを支持する。要するにそれが天的であるゆえに、信仰によってしか把握できないのである。

第 37 条 (すでに述べたように) 私たちは聖餐また洗礼において、神が実際にまた事実そこで形に表されるものを、私たちに与えて下さることを信じる。したがって、私たちはそれらのしるしと共に、私たちにそこで示されるものを真実に所有し、享受するのである。かくして、キリストの聖なる食卓に、器のように純粋な信仰をもたらす者はすべて、たしかにしるしがそこで証明するものを受けける。なぜなら、イエス・キリストの肉と血は、パンと葡萄酒がからだを養うように魂に食物と飲み物となるからである。

第 38 条 このようにして私たちは、水が束の間の要素ではあるけれども、イエス・キリストの血において、その靈の効果により、実際私たちの魂の内的清めを保証すること、また聖餐において私たちに与えられるパンと葡萄酒がたしかに靈的な糧として用いられ、他方それらが私たちの目にはイエス・キリストの肉体が私たちの肉であり、彼の血が私たちの飲み物であることを表していることを支持する。また私たちは、私たちの主イエスが〈これはわたしのからだであり、この杯はわしの血である〉と言っておられるのに、このようなしるしと表象を受け入れようとしない、空想主義者と聖餐形式論者とを排斥する。

第 39 条 私たちは、神は世界が法と治安によって支配されることを望まれ、したがって世界の無秩序な欲望を抑制するためにある拘束のあることを信じる。また、神は王国、共和国また世襲その他のあらゆる種類の主権や、正当な政府に属するすべてのものを定められ、それらの創始者と認められることを望まれるように、神の戒めの第二の板のみでなく、第一の板に対して犯された罪を抑圧するために行政官の手に武器を与えられたのである。それゆえ私たちは神のために為政者として彼らに従うのみでなく、神が正当かつ

聖なる権威を行使するよう委ねられた上官代理者および役人として彼らに栄誉を与え、尊重しなければならない。

第 40 項 それゆえ、私たちはたとえ彼らが未信者であっても、神の主権的な統治が完全に残っている限り、彼等の法律や法令に従い、関税や税金や他の義務を払い、よい、自由な意志をもって服従のくびきに耐えなくてはならないことを認める。それゆえ、私たちは権威を拒否し、財産の共有と混乱を制定し、正義の秩序を破壊しようとするすべての人々を憎む。

[注]

- 1) Henri Dubief/Jacques Poujol, *La France Protestante. Histoire et lieux de memoire*, Max Chaleil Editeur, 1922, 22.
- 2) フランスにおける地域的な改革教会の成立過程は《牧師》により、または牧師なしに《御言葉の宣教》が行われる《植えられた》教会から、長老と礼典を執行する牧師のいる《組織された》教会へと進むのであるが、モーにおいて始めてこの《組織された教会》が建設されたということができよう。
- 3) Dubief/Poujol, op. cit., 177 による。
- 4) ibid., 177.
- 5) D. W. Hall & J. H. Hall (edit.), *Paradigms in Polity. Classic Readings in Reformed and Presbyterian Church Governmentt*, Grand Rapids, Michigan 1994, 156; クールチアル (P. Courthial, *La Conffession de Foi de La Rochel*, Paris, 1979, 3)によれば、35 カ条に 5 カ条を加え、最終的には 40 カ条となった。
- 6) “*Cette ardeur me déplaît*” cf. Courthiel, op. cit., 3.
- 7) A. Duke, et al., *Calvinism in Europe 1540–1610. A Collection of documents*, Manchester & New York, 1992, 99.

参考文献

- H. M. Baird, *History of the Rise of the Huguenots*, 2 vols., New York 1879.
_____, *The Huguenots and Henry of Navarre*, 2 vols., 1886.
P. Bouguet, *Huguenots: Le sobriquet mysterieux*, Paris.
J. Chambon, *Der französische Protestantismus. Sein Weg bis zur französischen Revolution*, Zürich 1948.
P. Courthial, *La Confession de Foi de La Roschelle. Commentaire*, Paris 1979.
L. Crete, *La vie quotidienne à la Rochelle au temps du Grand Siècle: 1627–1628*, Hachette 1987.
H. Dubief et J. Poujol, *La France Protestante. Histoire et Lieux de Mémoire*, Max Chaleil Editeur 1992.

- A. Duke, et al., *Calvinism in Europe 1540–1610 A Collection of Documents*, Manchester & New York, 1992.
- J. Garrison, *Les protestants au XVIe siècle*, Fayard 1988.
- J. C. Gray, *The French Huguenots: Anatomy of Courage*. Grand Rapids 1981.
- D. W. Hall & J. H. Hall, *Paradigms in Polity. Classic Readings in Reformed and Presbyterian Church Government*, Michigan 1994.
- M. Lienhard, *Protestantische Kirchen, "Frankreich"* in: TRE III/2, 11, 373–385.
- R. Mehl, *Die Reformierte Kirche von Frankreich*, in: K. Halaski (Hrsg.), *Die Reformierten Kirchen*, Stuttgart 1977, 150–173.
- J. Moltmann, *Französischer Protestantismus*, in: EKL I, 1338–1344.
- _____, *Gallisches Bekenntnis (La confession de foi des Églises réformées de France, Confessio Gallicana)* in: EKL I. 1428.
- S. Mours, *Le Protestantisme en France au XVIe siècle*, 1959.
- _____, *Le Protestantisme en France au XVIIe siècle*, 1967.
- 同上邦訳 佐野泰雄訳『危機のユグノー 17世紀フランスのプロテスタント』教文館 1990年。
- J. Pannier, *Les origines de la confession et la Discipline des Églises Réformées de France*, Paris 1936.

テキスト

- Boudriot, *Gallische Bekenntnis*, in: *Bekenntnisschriften und Kirchenordnungen der nach Gottes Wort reformierten Kirchen*, 1938, 65 ff.
- W. Niesel (Hrsg.), *Bekenntnisschriften und Kirchenordnungen*, Zürich 1985, 65–79.
- Ph. Schaff, *Creeds of Christendom*, 3 vols., Michigan, Paperback Edition 1977, vol. 1, pp. 490–501, vol. 3, pp. 356–382.